

大阪市告示第917号

次の施設について、大阪市立体育館条例（昭和31年大阪市条例第45号）第3条第3項の規定に基づき、次のとおり臨時開館について承認したので、同条第4項の規定に基づき告示する。

令和6年6月28日

大阪市長 横山英幸

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立 阿倍野スポーツセンター 第1体育場	令和6年7月1日（月）	午前10時から 午後2時30分まで
	令和6年7月8日（月）	
	令和6年7月22日（月）	
	令和6年7月29日（月）	
大阪市立 阿倍野スポーツセンター 第2体育場	令和6年7月1日（月）	午前9時30分から 午後9時まで
	令和6年7月8日（月）	
	令和6年7月22日（月）	
	令和6年7月29日（月）	
大阪市立 阿倍野スポーツセンター 多目的室2	令和6年7月1日（月）	午前10時15分から 午前11時25分まで
	令和6年7月8日（月）	
	令和6年7月22日（月）	
	令和6年7月29日（月）	
大阪市立 阿倍野スポーツセンター 多目的室3	令和6年7月1日（月）	午前9時から 正午まで
	令和6年7月8日（月）	
	令和6年7月22日（月）	
	令和6年7月29日（月）	

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）